

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
10月19日
(金曜日)

目次

- 告示
漁業災害補償法第百十八条第一項の規定による一定の水域の設定（農林水産政策課）……………一
- 公告
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（二件）（商政課）……………二
岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催（都市計画課）……………二
- 教委公告
一般競争入札の実施……………三
- 選管告示
政治団体の名称等……………五
政治団体の異動事項……………五
解散等に係る政治団体の名称等……………五
- 公安委規程
資金管理団体の名称等……………六
山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………六
- 山口県告示第百六十号
漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十八条第一項の規定により、一定の水域を次のように定めた。
漁業災害補償法第百十八条第三項の規定による一定の水域の設定に関する告示（平成二十五年山口県告示第百八十号）は、廃止する。



平成三十年十月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 かき養殖業

加入区の名称	水	域
通加入区	区第八号の漁業権に係る漁場の区域	
彦島加入区	区第十八号の漁業権に係る漁場の区域	
下関南風泊加入区	区第二十一号の漁業権に係る漁場の区域	
才川加入区	区第二百一十一号、区第二百一十二号及び区第二百一十三号の漁業権に係る漁場の区域	
戸田加入区	区第二百二十二号の漁業権に係る漁場の区域	
下松加入区	区第二百二十五号、区第二百二十七号、区第二百三十一号及び区第二百三十三号の漁業権に係る漁場の区域	
田布施加入区	区第二百三十五号の漁業権に係る漁場の区域	
森野加入区	区第二百四十七号及び区第二百四十八号の漁業権に係る漁場の区域	
白木加入区	区第二百四十九号及び区第二百五十号の漁業権に係る漁場の区域	
和田加入区	区第二百五十二号の漁業権に係る漁場の区域	

二 小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式三年魚はまち養殖業、小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式さけ・ます養殖業、小割り式二年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業、小割り式一年魚かんぱち養殖業、小割り式二年魚かんぱち養殖業、小割り式三年魚かんぱち養殖業、小割り式ひらめ養殖業、小割り式一年魚すずき養殖業、小割り式二年魚すずき養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業、小割り式しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚まはた養殖業、小割り式三年魚まはた養殖業、小割り式四年魚まはた養殖業、小割り式五年魚まはた養殖業、小割り式すざ養殖業、小割り式まさば養殖業

殖業、小割り式二年魚くろまぐる養殖業、小割り式三年魚くろまぐる養殖業、小割り式四年魚くろまぐる養殖業、小割り式五年魚くろまぐる養殖業、小割り式二年魚めばる養殖業、小割り式三年魚めばる養殖業、小割り式四年魚めばる養殖業及び小割り式かわはぎ養殖業

加入区の名称	水	域
奈古加入区	区第二号及び区第三号の漁業権に係る漁場の区域	
小畑加入区	区第四号の漁業権に係る漁場の区域	
野波瀬加入区	区第五号の漁業権に係る漁場の区域	
仙崎加入区	区第七号の漁業権に係る漁場の区域	
大浦加入区	区第九号及び区第十号の漁業権に係る漁場の区域	
黒井加入区	区第十三号の漁業権に係る漁場の区域	
下松第一加入区	区第二百二十四号の漁業権に係る漁場の区域	
下松第二加入区	区第二百二十三号、区第二百二十六号、区第二百二十八号、区第二百二十九号、区第二百三十号、区第二百三十二号及び区第二百三十四号の漁業権に係る漁場の区域	
東三浦加入区	区第二百四十四号の漁業権に係る漁場の区域	
樽見加入区	区第二百四十五号の漁業権に係る漁場の区域	
片添加入区	区第二百五十一号の漁業権に係る漁場の区域	

(二三六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年六月八日山口県公告(一二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市



から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十月十九日から同年十一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコツーワンスタイル山口市
所在地 山口市朝田七八二の二

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項について配慮を求めらる。

(二三七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年六月八日山口県公告(一二一)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十月十九日から同年十一月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ山口
所在地 山口市維新公園五丁目二番一二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二三八) 岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、岩国都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成三十年十月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開催の日時
平成三十年十一月九日(金曜日)午後二時
- 二 開催の場所
玖珂郡和木町和木二丁目一番一号
和木町文化会館
- 三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案
変更する岩国都市計画道路三・四・百一加賀開瀬田口線
次のとおりとする。
- 四 公述の申出の手續
(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成三十年十一月二日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
なお、郵送の場合は、平成三十年十一月二日までの消印のあるものに限ります。
- (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。
- (三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。
- 五 その他
(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。
(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。
山口市滝町一番一号
山口県土木建築部都市計画課
岩国市三笠町一丁目一番一号
岩国土木建築事務所
玖珂郡和木町和木一丁目一番一号
和木町都市建設課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年十月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器に係るソフトウェアライセンス更新業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書及び仕様書による。

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成三十

年山口県告示第四十二号)に基づく資格審査において、コンピュータサービスについて業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成三十年十月十九日から同年十一月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁教育政策課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県教育庁教育政策課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県教育庁教育政策課

(三) 受領期限

平成三十年十一月二十八日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十年十一月二十九日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育委員会室

(二) 日時

平成三十年十一月二十九日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年十一月九日午後五時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県教育庁教育政策課(電話〇八三一九三三―四五二二)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature of the service to be acquired: Update software licenses for prefectural school classroom computer equipment and networking equipment

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Place of the performance of the service: Specified by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and receiving applications: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-4523)

(6) Deadline for tender: 5:15 P.M. November 28, 2018 by mail (In case of bringing a tender in person: 10:00 A.M. November 29, 2018)



山口県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年十月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の名氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
浅本てるあきサボータース	藤村 昭二	弘実 法造	下松市旗岡4丁目13番3号		平成30、31
池田ゆたか後援会	池田 豊	重永 敬二	防府市中央町4番1号		〃 〃 4
おなかまの会	古谷 俊之	大坪 公輔	山口市道場門前2丁目4番23号		〃 〃 17
斎藤ただひこ後援会	齋藤 忠彦	田中 義一	萩市大字土原184		〃 〃 9
澄川もとより後援会	澄川 元頼	澄川 慶美	下松市潮音町8丁目4番7号		〃 〃 4
のしま義正後援会	平田 悟	西村 伸博	山口市秋穂二島5950		〃 〃 23
松浦まこと後援会	松浦 誠	松浦 美香	萩市大井3049の1		〃 〃 12
村田ふとし後援会	馬場 龍美	村田 明美	防府市泉町23番27号		〃 〃 5
山口県バス交通懇話会	松村 喜裕	柳木 和人	山口市葵/丁目5番68号		〃 〃 12

山口県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成三十年十月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の名氏	異動事項	内容		備考 (年月日)
			新	旧	
広中ひであき後援会	広中 英明	代表者 事務所	広中 英明 岩国市美和町西畑440の3	長津功三良 岩国市美和町生見665の3	平成29、31 12、31
山口県行政書士政治連盟	高杉千河生	〃	山口市惣太夫町2番2号	山口市駅通り2丁目4番17号	平成30、11 1、11
山口県社会保険労務士政治連盟	品川 稀郎	代表者	品川 稀郎	桑原 望	平成29、9 6、9
山口県生活衛生同業組合連合会政治連盟	山野 陽生	〃	山野 陽生	永田 憲男	〃 〃 16

山口県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年十月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の名氏	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
浅本てるあき後援会	浅本 輝明	弘実 法造	下松市旗岡4丁目13番3号	平成30、25 1、25
石田清廉後援会	谷川 達男	石田喜久子	山陽小野田市大字小野田2054の5	平成29、3 10、3
鬼武利之後援会	鬼武 利之	西村 郁生	柳井市伊保庄13120の1	〃 12、31
躍動する山口を創る会	小澤 克介	兼重 信輔	山口市駅通り2丁目3番23号	〃 〃
山下憲章後援会	山下 憲章	山下 昭子	宇都市小松原町/丁目4番18号	〃 〃 30

山口県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成三十年十月十九日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考 (指 定 日)
松浦 誠	萩市議会議員	松浦まこと後援会	松浦まこと後援会	萩市大井3049の1	松浦 誠	平成29/12/15



山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十月十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十七の表中「風谷環境浄化協会」に関する規則を「風谷環境浄化協会等に関する規則」に改める。

別表第一の三十七の表に次のように加える。

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号。以下「古物営業改正法」という。）附則第2条第2項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理
------------------------------------------------------	------------------------------

別表第二の十四の表第十条の二第二項の項の次に次のように加える。

第4条第1項ただし書 仮設店舗における古物営業の届出の受理

別表第二の十四の表に次のように加える。

古物営業改正法附則第2条第1項	古物営業改正法の施行前における主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称及び所在地の届出の受理
-----------------	--------------------------------------------------------

附 則

この規程は、平成三十年十月二十四日から施行する。ただし、別表第一の二十七の表の改正規定は、同月十九日から施行する。